

## パートナーシップ制度の比較（県内）

項目		浜松市	富士市
開始時期		令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
承認方法		・パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓う（宣誓方式）	
パートナーシップの定義		・互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係	
住所要件		・少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転居を予定し、本市を転居先として届け出ていること	・双方又はいずれか一方が市内に住所を有していること
その他宣誓要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年に達していること</li> <li>・配偶者がいないこと</li> <li>・宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと</li> <li>・宣誓者同士が民法に定められている近親者でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。※近親者間での養子縁組の場合は不可。）</li> </ul>	
提出書類	宣誓様式	・パートナーシップ宣誓書	
	住所確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書</li> <li>・転出証明書（転入予定者）</li> </ul>	・住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
	独身確認	・戸籍抄本（外国籍の場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等）	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができる書類</li> <li>・通称名が客観的に分かる書類 2 種類（通称名を使用する場合）</li> </ul>	
交付物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ宣誓書受領証・・・A 4 サイズ</li> <li>・パートナーシップ宣誓書受領カード・・・運転免許証サイズ</li> <li>・宣誓書記載内容証明書（証明を希望する場合）</li> </ul> （・受領印を押印した宣誓書の写し）	
再交付		・交付物を紛失・汚損等した場合	
記載事項変更		・氏名、通称名を変更した場合	
返還		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップを解消したとき</li> <li>・2 人とも市外に転出したとき</li> <li>・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき</li> </ul>	
宣誓場所		・UD・男女共同参画課	・多文化・男女共同参画課
予約方法		・宣誓希望日の 14 日前までに、電話、メール又は WEB 上専用申込フォームから予約	
宣誓方法		・宣誓場所に 2 人で来所し、その場で宣誓書に記入	
交付時期		・基本的に即日交付（1 時間程度）	・1 週間以内に課窓口で交付
対応上の配慮		・個室対応（希望者）	
宣誓者が利用できる行政サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅への入居申込み</li> <li>・一部の市立病院での家族同様の扱い</li> <li>・市職員の休暇等勤務条件（結婚休暇、介護休暇等）</li> <li>・市職員の福利厚生（結婚祝い金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅への入居申込み</li> <li>・市立中央病院での家族同様の扱い</li> <li>・市職員の福利厚生（結婚祝い金）</li> </ul>